

源語秘訣

全



源語秘訣



桐壺卷云^{三才服}二六がくてもいと

は境七事ほくをれとから印と

さくひは例やよ事かまひ

まうと結かん三次

無服の場は事ハ令條の文小

んく多れと七歳以下の人は親

の妻は何ひて服候の事ハ法

令_レよ_レ見_レし_レる_レ事_レを_レ延_レ喜_レ七_レ年
二月保明太子又歳の時姨の
服ありし時法家より尋_レ問_レせ_レ
し_レる_レ事_レ七_レ歳以下ハ服_レ假_レ之_レ
する_レ中_レ勅_レ申_レ其_レ詞_レ云

勅_レ申_レ 東宮_レ尚_レ食_レ姨_レ喪_レ雖_レ未_レ成
人可有_レ滯_レ服_レ以_レ否_レ又_レ假_レ令_レ無_レ滯_レ服
若_レ例_レ行_レ神_レ事_レ不_レ停_レ止_レ否_レ更

右系_レ上_レ宣_レ備_レ上_レ件_レ由_レ事_レ條_レ時_レ有
疑_レ宣_レ勅_レ申_レ若_レ喪_レ葬_レ令_レ云_レ姨_レ服
一月_レ假_レ寧_レ令_レ云_レ職_レ事_レ官_レ遭_レ一月_レ
喪_レ給_レ服_レ十日_レ又_レ條_レ云_レ無_レ服_レ之_レ場_レ一
月_レ服_レ給_レ服_レ二_レ日_レ者_レ今_レ案_レ件_レ父_レ七
歳以下_レ服_レ親_レ死_レ日_レ給_レ服_レ法_レ也_レ七
歳以下_レ不_レ可_レ着_レ親_レ服_レ令_レ條_レ無_レ文
名_レ刑_レ律_レ云_レ七_レ歳_レ以下_レ雖_レ有_レ死_レ罪

不加刑又臧制律云可着服人
聞喪匿不舉哀者其徒眾以
下也由是案之死罪之重不可
加刑何況徒眾以下豈可更論
既無罪者不可滌服又神祇令
去敬齋之內不得吊喪問病者
掘檢此文吊喪問病為穢然則
既無滌服行諸神事有何妨

哉仍勅申

延喜七年二月廿八日

大判事兼明法博士惟宗胡良善經
主計頭兼明法博士惟宗躬直本

又延長四年勅狀云

勅申岐七歲以下人遭親喪并
件親遭七歲以下人喪之間各

行神事以否事

右檢使寧令云無眼之殤本眼
三月眼三日一月眼二日七日服
一日注云生二月至七歲或云縁
無眼之殤請眼者限日未滿被旨
参入不得預祭者此等文除
眼之外無礙神事又七歲以下
之人無可着眼之由然則於

行神事有何妨哉仍勘申

延長四年十一月廿五日

明法博士兼左衛門佐惟宗朝臣等

今案醍醐清門の古代も七歳以下
の人親に喪ふと眼の有無は事
かゝのいゝま度とは家より作
らん中ははむいづれも眼眼わ
へ〜〜〜〜〜と申さし物語の

桐壺清門と延喜帝よりすく
むてま川つらして志りも源氏君
三歳まで更衣ふもかたてま中
と出流ハ服服あふこしこまはら
そはとつらむとつらま法家り
作て服服あふこしこまはら
まはらハ延喜七年の事ハ源氏
君の母ハ妻よりひいて退か

治承七年以前服服たる
無いまも言了ぬ時の事ハ父ハ
侍る人ハ一義云七歳以下ハ
人服服ハ親二ホ下
の親ハ妻也父母一ホの妻ハ
つらハ本文ハつらハつらハ
於神事ハつらハつらハつらハ
後代ハ事ハつらハつらハ二年

堀河院爲清の時鳥羽院又歳
子て涼周の事何と則以日易
月代後とりく錫行と云く
然るれは准拠と云く又
一義云延喜七年法曹勤状
は職制律の可忌服人の間
喪匿て不^{アミサレハ}奉^{アミセ}哀^{アミセ}ハ^{アミセ}徒^{アミセ}罪^{アミセ}と云
以^{アミセ}ハ^{アミセ}職^{アミセ}制^{アミセ}律^{アミセ}の^{アミセ}文^{アミセ}と云く

間^{アミセ}父母^{アミセ}若^{アミセ}夫^{アミセ}喪^{アミセ}匿^{アミセ}不^{アミセ}奉^{アミセ}哀^{アミセ}者
徒^{アミセ}二年^{アミセ}間^{アミセ}祖^{アミセ}父^{アミセ}母^{アミセ}外^{アミセ}祖^{アミセ}母^{アミセ}喪^{アミセ}匿^{アミセ}
不^{アミセ}奉^{アミセ}哀^{アミセ}者^{アミセ}徒^{アミセ}一年^{アミセ}と云く又父母
乃^{アミセ}喪^{アミセ}と^{アミセ}加^{アミセ}く^{アミセ}も^{アミセ}す^{アミセ}て^{アミセ}は^{アミセ}徒^{アミセ}罪^{アミセ}と
いへり七^{アミセ}歳^{アミセ}以下^{アミセ}逢^{アミセ}有^{アミセ}死^{アミセ}罪^{アミセ}不^{アミセ}加^{アミセ}
刑^{アミセ}と云く又^{アミセ}人^{アミセ}ハ^{アミセ}二^{アミセ}親^{アミセ}の^{アミセ}喪^{アミセ}
とり^{アミセ}も^{アミセ}不^{アミセ}可^{アミセ}忌^{アミセ}服^{アミセ}と云く又
疑^{アミセ}の^{アミセ}あり^{アミセ}は^{アミセ}今^{アミセ}の

世ふ及まじし七歳以下人の父母
の喪も忌服の事ハなれど
鳥羽院の五歳まで忌錫紵
一人の依天下人の心喪か
まハ各別の事也凡庶は礼
以てへつ故に源氏君は
中と退かして延在七年
前の喪と見侍る事也

夕顔巻云やうめいのもつけあ
人

清慎公記云康保四年七月
廿二日宰相中将来言雜事次
言主上追日本病發給由右
兵衛佐々理云高声歌給田中
井戸或法用云云左衛門督又
来云今日候殿上邊渡殿放

歌沸声甚高其歌者子奈良
波と云云近衛官人皆兼沸
頗以不使明日可有除目云云
如此之間何被行云事乎云云
往代閔武猛暴惡之主未閔
狂乱之君如此之間外戚不善
之軍競成昇進之望左衛門
將云云後納言望王大約言云入夜

之後右少將為光朝臣來云明
日除目一昨右大將亦藤納言
議定早中傳兼云揚名閔
白早可被停止之者也

今案冷泉天皇ハ民部卿元方
の怨毒よりして狂乱のあり
ましけり九條殿官位
一發也時外戚の人
昇進ホ事と後定と云々小野

分もなれといへり或抄に揚名
介にふは籤符と見えたり官
符と存るがごとく一箇へ
りて吏勢と云ふ人ともあり
寛弘二年除目後系維光望
揚名女申文にて常陸権介
に任と云ふを法貞和二年二月
除目執筆後普光固自任申文
括改

子後原良清望揚名女と云
て山城権介に任と云ふ愚老
先年執筆の自任よ申文
と献して常陸権介に任
付と云ふ後よ思ひ付まは常陸
國の権と云ふ似たり他國の
女に任と云ふと云ふ但籍と云
ふ

因卷云おしけさるる御心
こころはまじりこころはまじり
こころはまじりこころはまじり
落ちあけふたの中ふまひりし
女房の男はこころはまじり
ふれつひあつこころはまじり
走ミソリ嬬唐衣比礼下スシヨク濃裳絹指
貫ムス云或抄云沛襖行幸時

掌侍命婦等張袴上ニ平絹
指ヲ費如男指費騎馬供奉云西宮
のほつこころはまじり
行幸の時事也掌侍命
婦女嬬等ヨ平絹の表費
かりそめは男は平絹の表費
こころはまじり
心ころはまじり指費云

花の中よまきしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき

村上天皇康保三年十月七日

有舞清覽小野玄右大臣実資
童よて納ニヒル利舞ケけしむら
清ウナキ前ウナキよりしむらさき
それ時清慎公実資公、祖父也
実資公、母敏子カ
こころと悦ぶ威よ多へしむらさき
て舞ウナキ後ウナキへしむらさき
あつる時祖父若モトハ父のしむら
まらりて舞事ウナキへしむらさき

泉院治曆三年春舞清院

時中納言顯房息雅実童童として

胡飲酒と舞くは衣を清り

しらくは祖父内大臣師房立て舞

竹うこねくのみか醍醐の清代

しらくは後此事也は次の詞より

ましそさるゆきまたらひ

させ多しきまらひは清代

君の世詞にたると以中將の

柳花苑舞清く勅禄よわ川

り清く時中として

多しきたらまら清く

一歴りし多し後代の例も

ぬへしとて康保三年舞清院

小野ま湖白くそらて清く

事ハ延喜より後の事なり

うむ成今の例よいしと成代
のたりしもなる今と心算の
別康保の例と成代のたり
しよへき也

葵卷云 大将乃りし道房
上のそらあとの事いづ
れ事よわしとありし行
幸のれゆりいふふと

あふ右近の藤人のそつ
まのり

わつらしき行幸と清禪志
行幸れ事といへるや長和
又年十月廿三日後一條院の
禪れ行幸め授政清堂及伏奉
し清府生以下拾介しとあり
るれし具し清ふり

右左將監お曹各一人つと
うしこころこま紙一頁も又
くら乃道がともいふく相傳を
行者の時に右左近侍の官人の
ふか中津は伝をいふふと
こころくは法身よりこころ
事いふれと指改開白の別紙
中津のころく人^口圖簿の圖子
行幸の行列

ころく凍かゝ伝をいふ
よらして一頁と具をまじ
ころく七夜上の苑人の物監と
一頁と具をまじ事いふてを例
まへへつ決今の物説法院志
法禪は源氏の大將れ一頁と
具をまじ事いふ中津のころく
まじこころをころく記をまじ

細苜一合有頃息取退出即
餅苜付侍女小右記云天元之
年四月十日左大臣賴忠云一女
入内子遵十二日子始祭上殿下同
祭餅シメツ四種盛銀盤同盤置同
銀箸餅上置心葉在組納時繪
苜置口覆蓋令持候殿下沸供
殿下傳取付加賀曲侍令奉

之頗有忠詞未及曉殿下退
下シテ始君曉更退下

右餅盛四盃例也二盃一四杯
シメツ也

都記經信云寬治三年正月十
九日嫁娶知是院殿盛餅三杯被送
螺鈿洗懸地苜銀杯三口例漢
立銀鶴一双盤上置銀箸一双

右餅盛三杯例也河海抄取載
待賢門院入内記も三杯也
三々一と三盃一具といへる

今案は餅は昔は銀器四杯より
盛たるも中比より四の扱とも
うけて三杯も盛るべし
は物流にまじりし時分
は事あるに四杯の扱と用へき

三々一と六口の扱といふは源氏
君れよりあへとものはて河海は
中古より此後とりつては
さうされは討ちお連をも
なく次よ三々一といふ名目
左傳の十九卷にありし事也
絳縣のきし人といふ人の
とこころは

生年丁酉正月甲子朔四百
有四五甲子矣其季^五於今
三^一也云い老人七十^三な
の^一まのまふ^一こ^一を^一
む^一年^一て^一る^一より^一れ^一る^一ま^一
日^一数^一と^一り^一い^一く^一た^一る^一
甲子日^一は^一六十^一日^一な^一ま^一
物^一の^一む^一し^一は^一ら^一の^一四

百四十五度は甲子の日はあひ
てそれ最末は甲子日よりと
り^一ま^一の^一つ^一り^一の^一つ^一
つ^一六十^一日^一の^一つ^一り^一の^一つ^一
甲子日よりかきま^一る^一最^一
よ^一あ^一ら^一う^一今^一は^一問^一答^一は^一二^一
廿七日^一の^一つ^一り^一の^一つ^一
事^一也^一は^一百^一四^一十^一五^一は^一甲^一子^一の^一十

日よまのりる物あまのし先とわを
うかすまの日の教二万六千
六百六十日也これとて其の
とてそめはまのりあし
る所はまのりあまのり
二万六千六百六十
二万六千六百六十其の
五
まのりあまのりあまのり
これ其の字の義とてあつけ

まのりあまのりあまのり
の字は義乃二万六千六百六十
とて又甲子の教とて
子のこもいふ也周の世は十二
月ハ子月とて西月はまのり
今の十月亥月ハ十二月
のこも十月の事あまのり
よあひるあつと十月ハ二陽

わく地りよけしして百物と
くむ月也嫁娶のくあれ
いひよたよりあつ母あつ
同巻云はくもよひまふ
いませぬくもよひつゆし
とらふ
いふくさるりどいまはと白紙
ころそはるる文字とよひくを

あやまねる也いよたさるり
とよむへ不諱ゆと死
事くいふてもよひあつたり
あつ祝言は夜は事なれ
とよふ又わつなはいつと
餅四杯とも云くといふは
名はいむくいましとさるり
死の字く惟光の弁よひひ

のせむれハ弁もんえそてふ
もはつりぬしりまふも
まゝのてゆじといへ
柵巻云々さうひまをたの
ちくろゆきく見ても

北山抄云至于近衛次将第
劔上殿無妨仍宿侍之時副
於宿物持上之

李部王記天慶九年九月十日
謂裂^{マリエフ}衣^ニ人^ニ右^ニ中^ニ系^ニ助^ニ宿
直^ニ衣^ニ云々昨夕主上^ニ侍^ニ
披^下見^上助^下佐^上所^下随^上身^下之^上裏^下中^上衣^下
紅^ニ色^ニ頗^ニ除^ニ仍^ニ不^ニ破^ニ或^ニ云^ニ宿^ニ衣^ニ私^ニ
物^下非^上人^下主^上可^下開^上看^下頗^上涉^下奇^上酷^下
今^ニ案^ニとの^ニ内^ニ物^ニた^ニや^ニろ^ニの^ニ事^ニ
宿^ニ衣^ニの^ニ袋^ニ也^ニや^ニろ^ニと^ニいつ^ニとも

いふ所も李部五記よりついで
あり裏の字とよみらつては
もよむ也さういふ處とよみ
二條流し處と宿直とよむ人
もやうくまねふたさういふ
とそ中の物に袋おきく
又くともいふまじりぬ紫巻
にもこの物とらふつかり

とよこしめあふ事とたさういふ
秘事かまきくいへる今さう
いひあつていふ人もいふなれん
別小まな成るものと物に危
れ流あつていふまも皆あやまる
信用とよみし
楊名舟子たの餅との内
物の袋これと三々の秘事

いひはるゝあり

明石巻云まゝあゝさ川より

いひはるゝあり

あゝまゝいひはるゝあり

いひはるゝあり

あゝまゝいひはるゝあり

いひはるゝあり

あゝまゝいひはるゝあり

あゝまゝいひはるゝあり

いひはるゝあり

あゝまゝいひはるゝあり

いひはるゝあり

あゝまゝいひはるゝあり

いひはるゝあり

あゝまゝいひはるゝあり

あゝまゝいひはるゝあり

まゝいゝまゝの時にせむはつら
ともいゝまゝのまゝのり
しつゝいゝまゝのまゝのり
他欄純あゝいゝまゝのり
ろゝおあゝいゝまゝのり
川ゝいゝまゝのり
まゝいゝまゝのり
ゝいゝまゝのり

薄雲巻云 わり君れまゝのり
ひさゆいゝまゝのり

旧例男女ともよき着袴の時に
小神とともきまゝのり
一条院の法もまゝのり
ては小神と着ゝまゝのり
まゝのり
うゝ白平縮也三幅慈流しひら

二三寸^ニ指^ス大略如おぬ^ニ

治承四年東宮^安清^徳名^徳禱^名厨

名^名清^清名^名禱^禱厨^厨の^の人^人な^なり

て^て清^清名^名禱^禱厨^厨用^用意^意と^とり

とも名^名清^清名^名禱^禱厨^厨と^とり

乙女卷^乙云^云を^をし^しる^るあ^あり^りか

り^りこ^こい^いさ^さり^りへ^へと^とり

西^西云^云東^東脩^脩祭^祭獻^獻盃^盃事^事獻^獻盃^盃

者^者二^二人^人内^内外^外相^相方^方執^執盃^盃進^進居^居

有^有司^司云^云其^其方^方の^の垣^垣下^下客^客何^何戸^戸

と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨申^申可^可献^献盃^盃稱^稱唯^唯云^云

下^下の^の階^階と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨有^有司^司云^云此^此處^處

戸^戸弟^弟正^正清^清名^名禱^禱厨^厨へ^へ清^清名^名禱^禱厨^厨者^者

稱^稱唯^唯飲^飲糸^糸擬^擬把^把放^放盃^盃と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨立^立

退

今^今案^案東^東脩^脩祭^祭と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨

さし付きの師は東脩の礼と
いふと二字は公脩の補の字
肉十廷と一東ありて唐礼の
ちしと本朝の令は其代は布
一端と師はとく其入學は
時垣下は表座とく人々酒
食とくむしあはる戸弟と
いふは上戸下戸の志はよりて

酒を志あはる也垣下といふは
ふらけのゆゑを變後八樓の
際内系又のうゆはけらあは
りしあはる也ゆゑは其日れ
郷食を語伴とるん也いま乃
物語はしはれの名は元何日
の姓も元といふとあつたが
よそより詞也いふはなりら

垣下也あきし、饗也垣下は
つさつさつさつさつさつさつさつ
といつらひさつさつさつさつ
あつさつさつさつさつさつさつ
謝さつさつさつさつさつさつ
つさつさつさつさつさつさつ
しつさつさつさつさつさつ
まうけさつさつさつさつさつ

りさつさつさつさつさつさつ
かあさつさつさつさつさつ
くまいつらさつさつさつさつ
さつさつさつさつさつさつ
まうさつさつさつさつさつ
まうさつさつさつさつさつ

毛詩棠棣篇云鶴鶴在原兄
弟急難云注云脊今難渠之

はひよこをぬきしつたふ
しりて世にあらはしつたふ
礼記玉藻篇云縞冠素紕既
祥之冠垂綫五寸惰游之士也
陳氏傳曰此言縞冠素紕而綫
之垂者長五寸以其為惰游失
業之士使之服此以恥其身
惰游之士とい失業と釋して

たふ事ともあらは流連とも
いふつ物とりよまことつ
うんふりふ縞冠のちらふか
かりとてやむいふれ男端
いふも正月十四日系中れけ子
の明月ふりててふへ振系
とて事惰游失業れ人
とてふも高中子の冠とて

むく末代より秋万歳を
つる男踊る乃餘風也後略職
院の古所にもやういふ
胡蝶巻云 屋をこゝるの
ひのゆくをひま久し人の
うら
第の礼物語亦六云さるる
六位六位なるもの古にも
つる

つるともいふやうに
ととる物うらうらけあ
物とらへまきうらうは尚侍
殿の清葬送す時ありし
枕草子云此の車むらうあな
たのうらうあわぬわ
あうらうらぬわ
うらうらわ

又々ぬやうな事

今の物語はいつからいつまでか
まじしい年月七の事とされど
ついでらうとていつか曆迄
曆とほく事との推歩の
御とらふ一月はこと西院
ちうく朝上望下とかがり
お上上の考りたりし御事

つらうらうらとて也とて母
おぬかきりたり夕月夜と
りよき事とてきき母の巻
ついでらうとて夕月夜と
を記文とてかきりし事
及びその事とて夕月夜と
いつ信用またとて事也

唯傳一子之書也不可出園外
付囑中納言中將

文明九年二月吉日

老納賞惠

後成恩寺也

此一冊密之以懇望申請在太將

冬良云

家本

後成恩寺
自學

書寫之紙淨為

親服之人曾以不可免披身

之由懸

春日大明神 住吉 玉津嶋

等明神取相誓也永可

存此音者也

文明十八年四月廿四日

此二片

正三位行權中納言兼侍從源氏長判

一授了了右道通院之

此秘抄德年以件真書之
中書寫換合之而今源孝子
附并左馬助亦望之有終源氏物語
一部講席之功後感其怨志
附与以別勅是為補愚之
短才也矣

慶長戊申仲秋十一日

也足叟在判

